

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
古谷 昇大	吉野郡吉野町	吉野郡下市町大字栃原二五〇一番
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市	宇陀市室生小原一〇五七番、一〇六〇番、一〇六一番、一〇六四番、一〇六九番、一〇七四番、一〇八二番、一〇八六番、一〇八九番、一一三二番及び一一三三番
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市	宇陀市室生小原一〇七六番、一〇九八番、一一〇二番、一一〇六番、一一一六番及び一一一七番並びに室生上笠間四一一三番
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市	宇陀市室生小原一〇六二番、一〇六五番、一〇六七番、一〇七〇番、一〇七二番、一〇七二番、一〇八三番、一一一八番、一一二五番、一一三〇番及び一一三

二 認可年月日

令和七年三月十日

九番